

今月のトピックス

堺市の向丘小学校PTA 保護者投票で民間委託の是非を問う

大阪府堺市は、現在、小学校給食調理の民間委託をすすめています。これについて疑問を持った向丘小学校のPTA会長さんが、同校における調理の民間委託化について是非を問う保護者投票を行いました。保護者として、また、納税者としての立場をはっきりとさせ、推進、反対の両論をきちんと説明した上で行ったとても民主的な手法です。その手法と結果について、お手紙をいただきましたので、ここに掲載します。(編集部)

私は、3年前に0-157で大きな被害を出した大阪府堺市で市立向丘小学校PTA会長をしております。

堺市では昨年10月、今後10年間で市内92の小学校の給食調理業務を順次民間委託していくという方針が突如発表され、今年4月より第一陣17校の委託が強行されました。

当PTAでは、当事者であり納税者であり主権者である保護者の意見が尊重されるべきであるという立場から、本年5月PTA内に「給食特別委員会」を設置し、委員も公募して、当校の給食調理の現状や委託校での実状、民間委託のメリット・デメリットについて勉強しながら、ニュースも発行して、保護者に関心を持ってもらうよう努力してきました。そして6月の実行委員会で、「来年度の委託校が発表される前に自分たちの意思表示をしよう」ということで、保護者投票を行うことを決定しました。

投票は子どもの数にかかわらず1世帯1票で、賛成・反対・保留の無記名投票とし、また「意見欄」を設けて、自由に意見を記入してもらえるようにしました。その際保護者に配布する資料として、堺市教委の作成したパンフレットとともに、私がたまたまインターネットで拝見した貴会のニュースの抜粋を保護者に配布させていただきました。

投票の結果は次のとおりです。

| | |
|--------|----------------|
| 有権者数 | 451名(世帯数) |
| 投票総数 | 319名(投票率70.7%) |
| 有効投票総数 | 318名 |

開票結果

| | | |
|----|-------------|-------------|
| 賛成 | 24票(7.5%) | うち意見記入数 17名 |
| 反対 | 233票(73.3%) | うち意見記入数176名 |
| 保留 | 61票(19.2%) | うち意見記入数 42名 |
| 合計 | 318票 | うち意見記入数235名 |

このように、投票者のほぼ4人のうち3人が「反対」を表明し、保護者世帯の絶対過半数を超えました。

私たちは、この結果を受けて7月19日、市教委に行き、当校の保護者の総意は民間委託に反対なので、それを尊重し、来年度以降の民託導入はしないでほしいと申し入れました。また校長に対しても、このような結果を踏まえて努力してほしいと申し入れました。

また、記入された意見は、どの結論かを問わず、どれもまじめに一生懸命考えていただいております。このような取り組みをして本当によかったと思います。私達は235名全員の意見を28頁に及ぶ「意見集」にまとめ、全保護者に配布しました。

当PTAとしましては、引き続き給食特別委員会を中心に、給食のあり方について勉強し、保護者の中で議論を積み重ねていきたいと考えています。

0-157の堺市で、ささやかではありますが、このような取り組みがなされたということ、同じような動きのある全国の地域の仲間を紹介していただければありがたいと考え、またインターネットでお世話になった御礼も兼ねて、ご報告をさせていただくことにした次第です。今後とも、よろしく願いいたします。

向丘小学校PTA会長 Aさん

民間委託

東京都文京区、民間委託への疑問 文京区立誠之小学校 五十嵐興子（栄養職員）

昨年7月から検討された文京区立学校給食のあり方検討委員会中間報告が下記の3諮問事項にそって6月3日に出され、22日には臨時の栄養士会が召集され、学務課長の説明、7月16日には児童生徒を通してチラシの配布、19日には区の公報で特集号を組み、区民への報告と説明会開催のお知らせ、「ご意見・ご要望をお寄せください」とありました。

その内容は、以下の通りです。

文京区の学校給食方針

1:「学校給食の多様な給食内容の充実について」では、

献立の充実と給食方法の多様化。
給食食器などの改善。
ランチルームの整備。
がうたわれています。

2:「栄養士等の給食従事職員の配置について」では、「今後、学校における栄養指導を真に効果的な教育活動として組織化、体系化するには、新たな財政負担を考慮しつつ小・中学校への栄養士の全校配置をすすめることが必要です」とあります。

3:「調理業務の委託について」では、「……学校給食においても実績と信用ある民間の給食専門会社のノウハウを十分に活用することで、これまでの区の自校単独調理方式を生かし、より効率的な給食運営をおこなうことが可能であるとの認識に達しました」……さらに、委託業者の選定にあたっては、保護者や教職員等学校関係者を含め、企画性・運営力・安全性・経費など多方面にわたる検討を行うことが必要です」とあります。

8月11日付けで、文京区立学校給食のあり方検討委員会中間報告書についての意見・要望があったらお寄せください。と調理師始め栄養職員・学校長・共闘・

給食主任に文書が送付されました。以下は、私が寄せた文書です。

学校給食に何が必要か

民間委託にすることで本当に子どもにとっての学校給食は良くなるのでしょうか。

その前に、「学校給食の多様な給食内容の充実について」で、献立の充実と給食方法の多様化。給食食器などの改善。ランチルームの整備。が挙げられていますが、こどものアレルギーが増加している今、環境ホルモンや遺伝子組み換え食品を排除し、石けん切り替え・無農薬有機農産物の使用を進めることがこどもの健康に寄与することと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

次に、給食運営の現状の中で関係職員の仕事の仕方や考え方に問題があり、民間委託の方向が出される要因になっていることは理解できますが、では文京区の職員である調理師や文京区の給食運営に係わっている栄養士の意識改善に区当局がどれほど努力をされてきたのでしょうか。区当局の責任を明確にしないまま、調理部門の民間委託化は一部であれ、こどものために一生懸命に給食を作ってきた職員には納得のいくものではありません。

0-157による食中毒予防対策として、文部省から出された衛生管理基準に基づいて、衛生に気を付けて調理作業が遂行されていますが、それぞれの施設設備・食数の異なる中で、給食関係職員の経験・知識を生かし、研さんを積んで安全でおいしい・食教育の教材化できる給食づくりに取り組んでいる職員は少なくありません。栄養士が一方的に「指示」を出せば給食が充実・改善されるのではなく、調理師と栄養士が知恵を出し合って作る給食が、今子どもにとって重要ではないでしょうか。「指示書」によって作られる民間委託の給食では、将来にわたって子どもの側に立った「給食システム」と考えることはできません。

長年、学校給食運営に係わってきた調理師には、「指示書」でマニュアル化できない多くの技能・技術が培われてます。こどもを取り巻く社会状況の急激な変化の中で、「食」や「よりよく生きていく」ための情報発信源として調理師を活用してゆくことが新たな行政改革として有効な手段となります。

例えば、総合教育の中で石けんを使って食器を洗うこと・廃油を活用した石けんづくりは環境教育につながります。大豆を育てみそやしょうゆを作ること、食文化を知る機会となります。学校給食を基に朝食や夕食の献立づくりのアドバイスや調理実習は地域との連携になります。無農薬・有機野菜を使うことで農家の人とのつながりができ、食料生産の学習に役立てることが出来ます。何よりも人間が一人では生きていけないことや人とのつながり・思いやりを育むことができます。この貴重な財産をなくしてしまわない行政姿勢であってください。

最後に、民間委託化の最大の問題点について述べます。

「給食業務の民間委託化」はどういう法律に裏付けられているのでしょうか。「労働者派遣法」は、中間搾取や強制労働を排除し、労働者の雇用形態の民主化のために、労働者を派遣できる業務を16業務に限定しています。その中に給食業務は含まれていません。「職業安定法」(第44条)「労働者供給事業を行うものから

供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない」とあり、学校給食業務の委託は形式上「請負契約」の形を取るものの、実態としては調理業務のみを行う職員(社員)が学校調理現場に受託会社から派遣されているのと何ら変わらず、「職業安定法44条」に違反するものです。

「請負契約」とは何か。労働省通達によって請負であるためには業務指示などの管理を業者自身が行うことになっています。栄養士が直接民間委託の調理師に業務指示など行えず、受託した業者が業務指示を与えることになっています。また、機械や設備・材料等も業者の責任と負担で準備することが請負の条件になっています。さらに、業者の企画や専門的技術・経験で業務を処理することになっているため、「献立」もこの範疇になります。

法的には、献立作成も食材購入もできない、給食業務の民間委託化システムはこどものためにはなりません。区報ぶんきょう特集号に書かれてある「学校栄養士が献立を作成することや学校が食材料の発注・品質の確認を行うといった基本的な枠組は変わらない…」は法的な裏付けがありません。

給食業務の民間委託は「栄養士の業務の民間委託化」にはかなりなりません。学校給食を充実発展させる施策ではありません。撤回されることをのぞみます。

ご意見

インターネットに寄せられたご意見

【愛知県東海市よりよびかけ】

子供たちの安全で、豊かな、おいしい給食を目指して、一緒に活動しませんか

「東海市安全で豊かな学校給食を考える会」

現在、愛知県東海市では2カ所ある給食センターのうちの1カ所を平成12年度民間委託する予定でいます。

私達「東海市安全で豊かな学校給食を考える会」では、当面の課題は給食センター調理部門の民間委託反対とするものの、東海市の学校給食全般について、現状と課題を勉強し、「安全で豊かな」「おいしい」学

校給食を目指して活動を開始しました。

現在ではまだまだ会員数も少なく、手探り状態です。

今後は個人・団体を含めた会員募集の活動、勉強会などすすめていきたいと考えています。

愛知県東海市近郊の方と一緒に勉強、活動していただける方、また、全国各地で同様の学校給食をよくする活動をしていらっしゃる方で交流していただける方、連絡ををお待ちしております。

ぜひ、ご連絡ください。

東海市安全で豊かな学校給食を考える会

【東広島市のセンター化について】

東広島市の住民でこのほどセンター化される、小学校1年生と4年生をもつ親です。

給食問題は、突然にセンター化されると知らされました。

小学校の説明会では、センター化がほぼ決定した報告を受け、他の父兄からもしかたがないとの声も聞かれています。

共働きの家庭では、給食がなくなるよりいいのでは、という意見も多いのも事実です。

民営化したとき、責任の所在がはっきりしないのが不安です。

市の教育委員会では、問題が起こった場合、業者に落ち度があればすべて業者の責任だ。という返答です。

行政の責任のがれと受け取られてもしかたない発言と考えます。

9月4日に東広島市で行われた小松茂氏の講演を聞いて、給食というものが単なる昼食でなく、教育の一環であるということが、わかってきました。

民間委託は、ぜったい反対です。

行政はこれまで、事務の効率的な執行のため、建設事業など民間委託を実施しています。

しかし、その契約はすべて文書によるもので、細かい指示事項をも文書（書面）によっています。

したがって、有効な指示がタイムリーに実行できないので、学校教育の一環である給食にも実施するのは良くないと考えます。

また、業者が事業の参入をする場合、談合を行うことは目に見えており、当初の人件費等の削減には効果がないと思われます。

メールは、掲載されてもかまいません。

広く他の意見を聞きたいと思っております。

東広島市のBさん

【広島県東広島市、呉市の動向について】

私は、東広島市の中学校で栄養士として働いています。

現在、東広島市は行財政改悪のあおりを受け市内6ブロックに分けたセンター化と民間委託化をうちだしています。

8月28日（土）に「東広島市子どもたちのよりよい学校給食を考える会（略称考える会）」が結成されました。学校給食に携わる仲間（児童生徒、保護者、住民、行政職員、教職員など）で学校給食のあり方が話し合える場になり、学園都市にふさわしい学校給食を作っていければよいと期待しています。

広島県の呉市でも、民間委託会社の選定に入っており、いつ、誰が、民間委託がよいといったのか住民が知らないうちに決まっていました。

全国各地で、学校給食の合理化の攻撃がおきています。とても、やりきれない思いでいっぱいです。

最近、私が思っていることなのですが、学校給食のあり方を考えている仲間がいろんな組織を作っています。何らかの形で全国的に連携をとることができればいいなあとおもっています。

今から、東広島で、呉で学校給食のあり方をいろいろな形で考える場を仲間たちと作っていこうと思っています。よいアドバイスがあれば知らせてください。

広島県のCさん

【正誤訂正】

7月号、1ページ、牛尾保子の文章中、小崎裁判を「10年のたたかい」とありますが、「20年」の誤りでした。小崎さんは、ひとりで20年間、弁護士費用を支出、裁判所に提出する準備書面も自ら書き起こし、弁護士と共にたたかうメンバーが、毎回深夜におよぶ検討をして裁判を進めてきました。そして、裁判は毎回市民傍聴が続きました。（牛尾）

投稿

堺市のO157裁判判決が示唆したもの 里見 宏（健康情報研究センター代表）

堺市のO157食中毒事件で一人娘を亡くされた保護者が市を相手に裁判を起こしたということは聞いていました。その判決が1999年9月10日にでました。この判決は学校給食で食中毒が起きたら誰に責任があるのかということを示しました。

原因はO157だというけれど、どうしてO157が給食に入っていたのか。なぜ6千人もの患者がでたのか。なぜ自分たちの子どもが死ななければならなかったのか。これだけの被害が起きたのに誰にも責任がないのか。納得がいかないのは当たり前です。

これまで給食で起きた食中毒の責任がどこにあるのかということウヤムヤにされていたことが多いのです。学校給食による食中毒が構造的な問題を抱えているのにそこを明確にしてこなかったから、直接仕事にたずさわる栄養士や調理員が暗黙のうちに責められるという構図が出来上がっていました。

しかし、今回の判決は給食で食中毒が起きたときウヤムヤにされてきた責任が明確になったことが大きな意味を持ちます。今後、自治体は給食で事故が起きないように最善をつくさないと、今度は刑事事件として責任を問われることにすらなりかねないことになるでしょう。この裁判は似た問題を抱える全国の学校給食に大きな影響を与えるはずです。

O157の裁判は給食を行っている堺市（代表者の市長）を訴え、訴訟には4つの法律が根拠にされました。

（1）「債務不履行」による責任

堺市は学校給食を食べて亡くなった女の子の命やからだの安全に注意を払う義務を負っていた。食中毒などが起こらないよう細心の注意を払い、子どもの命やからだに被害がおよばないように万全の措置をする義務があった。ところが、当時、堺市の学校給食は、食材の一括購入を行い、これを朝5時ころから朝8時ころにかけて、普通の2トントラックで配送し、保冷設備のな

い下処理室に置きばなしにしていた。最長約2時間50分あまりも放置し、かつ献立も加熱していないものを含むという状態で行われていた。

6月20日には、大阪府学校給食係より「衛生的に取扱、汚染の心配のあるものは十分加熱してください」という内容の通達があり、6月26日には大阪府教育長から堺市教育長宛に同主旨の通達がなされていた。通達に従い、食材の一括購入を是正し、配送の際にもすべて保冷車で配送するなどの注意義務があるのに、これを怠り、漫然と従来の通りのまま給食を実施し続けた過失により、汚染された給食を被害者に食べさせ、死亡するに至らせたものである。よって、堺市は、民法415条により、右債務不履行による損害を賠償すべき義務がある。

（2）国家賠償法一条による責任

教育長らは、堺市の地方公務員で、子どもに学校給食を食べさせることは、国家賠償法一条の公権力の行使になる。学校給食の安全には万全をはかり、子どもの命やからだを保護するべき義務があるにもかかわらず、これを怠り、食中毒を発生させて被害者を死亡させたので、国家賠償法一条に基づき、過失により生じた損害を賠償する義務がある。

（3）憲法29条3項の類推適用により損害賠償をすべき責任

堺市は、子どもに対し、学校給食を強制して、教育目的の達成を図っていたものであるが、この実施の過程で被害者を死亡させ、特別の犠牲を与えたのであるから、憲法29条3項の類推適用により、被害者の損害を賠償する義務がある。

（4）製造物責任法による賠償責任

製造物の欠陥により人の命、からだ又は財産に被害が生じた場合、製造業者が損害を賠償することを定めている法律です。学校給食をつくり、被害者を含む児

童に給食を提供していた。給食が0157に汚染されているという欠陥があった。これにより0157に感染し死亡したので賠償する義務がある。

この4つの法律で賠償の請求が行われました。
(各法律は表1参照)

これに対して、堺市は債務不履行責任もしくは不法行為責任を主張するなら、何が原因食材を明らかにすべきだ。カイワレ大根とっているが本当にカイワレ大根で中毒が起きたという証拠がない。また、当時の数日間の保存食を検査したが0157は見つからない。厚生省がカイワレ大根が疑わしいとっているのは仮説であって、未だに原因食材は不明になっている。食中毒の原因となった食材が特定できていない。

また、厚生省や大阪府からの通知で0157食中毒があらこちらで起きていることから児童が中毒を起こせば多数の死傷者がでる危険があり、万が一起きれば大変なことになるということを予見できたというが、ハンバーグや肉の加熱はしていたし、食器の洗浄、手洗い、野菜も流水でいねいに洗浄していたから対策は十分やられていた。0157が大腸菌であることからカイワレ大根が0157に汚染されていることは予見できなかった。だから過失はなく、不法行為は成立しない。だから国家賠償責任を負う必要がない。また憲法29条3項で言われるように学校給食を強制していたことはなく特別の犠牲を与えたことはない。

製造物責任法については、給食は教育の一環として行われているのであって、実施する教育委員会は製造業者にはあたらぬ。製造物責任法において、製造業者に厳格な責任を負わされる理由は、その製品の種類、企画、構造、製造過程などを製造業者が一方的意思で決定できる立場にあるからである。しかし、学校給食は一方的意思によってこれを調理するものでなく、学校給食法の趣旨を受けて、さらに、文部省令によってその栄養内容や使用する標準食品について細かく定められている。一般の業者のように一方的に意思決定ができないから製造物責任法の前提となる製造業者にはあたらぬ。それから0157中毒が起きたとき入手可能な世界的最高水準の科学または技術に関する知見をもってしても、カイワレ大根が0157に汚染されていることを予見することはできなかったのだから、市に責任があるという父母の請求には何らの理由もなく棄却されるべきである。

この4つの争点で裁判は行われていました。
(各法律は表1参照)

裁判所は「学校給食が学校教育の一環として行われ、児童にこれを食べない自由は事実上なく、献立についても選択の余地がない。調理も学校側に全面的にゆだねているという学校給食の特徴や、学校給食が直接体内に取り入れるものであり、何らかの瑕疵(かじと読みます:きず、欠点、欠陥という意味です)があれば直ちに生命・身体への影響を与える可能性がある。学校給食を食べる児童が、抵抗力の弱い若年者であることなどからすれば、学校給食について、児童が何らかの危険の発生を甘受すべきとする余地はなく、学校給食には、極めて高度な安全性が求められている。安全性の瑕疵によって、食中毒を始めとする事故が起これば、結果的に、給食提供者の過失が強く推定される」(判決の要旨:朝日新聞99年9月10日夕刊)として4千5百万円の損害賠償を支払うよう命じました。

編集注:本紙8ページに読売新聞版判決の要旨を掲載

この判決を堺市も認め被害者の父母に賠償金を支払う決定をしました。しかし、問題はこれからです。学校給食で食中毒が起きたら自治体に過失があった推定できるという重い判決がでたからです。中毒を起こしたら責任は自治体にあるということです。ですから、この判決は全国の学校給食を行っている自治体に大きなショックを与えたと思います。特に、一括購入、センター給食、民間委託など合理化の方向に向かっていた自治体は大変だと思います。もしこの判決が製造物責任法で賠償するような判決なら民間業者に委託しておけばその業者が賠償することになるでしょう。ところが裁判所は製造物責任法でなく給食に責任を持つ自治体に過失があったと推定するという判決を下しました。この判決は民間委託であろうとなかろうと自治体の責任が問われるということです。これから自治体が何も対応しないで食中毒を起こしたら責任はもっと重いものになります。かといって、野菜や果物まで加熱したり消毒したら食事というよりエサといったほうがびったりするような給食になり、学校給食法の目的を達成できないどころか、学校給食の存続そのものが問われます。まさに学校給食は正念場に立たされています。

学校給食に求めるものを変える

学校給食の目的はお腹の減った子どもにただ食べさせるためのものではありません。じゃ何なのという声が聞こえてきそうです。学校給食法にはその目的が書かれています(学校給食ニュースホームページ「食教育」

参照)。しかし、多くの人達が今の給食を見てこれ以上何を求めたらよいのだろうかと戸惑っています。学校給食が本当の食べる教科書として使われたことがないから戸惑っているのです。食とは何なのか。何が食べ物になるのか。食の安全とはどうして守られているのか。食文化は どうして形作られたのか、そしてどう変わっていくのか。世界の食文化と日本の違いは。食物と病気、世界の食料の分配のアンバランスによる飢えの問題。子どもたちに教えることは山積しています。一括購入やセンター給食が抱える問題だって教えないといけない

のです。学校給食の持つ可能性は大きいのです。公教育できちんと食べるということを教えておけば子どもたちが大人になって食べ物で悩むことはズーっと少なくなると思います。赤ちゃんができて親になった人たちは尚更のことです。生きている人間は生きていくために食べ物を食べなければならないのです。まさに、学校給食は生きるということを教える新しい教科書になる可能性を秘めているのです。そして、その秘めている可能性を正に現実に食教育として実践しなければならないことを裁判の判決は示したのです。

表1 今回の裁判の争点となった法律

民法第415条 [債務不履行]

債務者カ其債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ為ササルトキハ債権者ハ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ

憲法第29条 [財産権]

財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

国家賠償法

第1条 [公権力の行使にもとづく損害の賠償責任、求償権]

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

製造物責任法

第1条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

最近のできごと

99年9月の新聞などから

【ミニ特集・O157判決】

O157による死亡、堺市に賠償命令

9月10日付朝日、日本経済新聞等によると、堺市の病原性大腸菌O-157による集団食中毒をめぐり、死亡した小学校6年女児の両親が、堺市に対し損害賠償を求めている訴訟の判決が9月10日に大阪地裁堺支部で言い渡された。判決は、市に対し、国や府の通達にあるように、安全対策として加熱調理に切り替えておけばO-157を除菌できていた可能性が高く、過失があったとして約4500万円の支払いを命じた。判決理由要旨は次の通り。

1 一、学童集団下痢症の原因

本件学童集団下痢症の原因は、学校給食に起因するものとする。欠席状況や喫食状況等の調査結果を総合考慮すれば、最も疑われる献立は、中・南地区では平成8年7月9日の冷やしうどん、北・東地区では7月8日のとり肉とレタスの甘酢和えである。有症者の検便からO157が検出されていることからすれば、中・南地区においては、7月9日の学校給食、そのなかでも冷やしうどんがO157に汚染されていた。

二、女児の死亡原因

女児は、7月9日の学校給食を喫食していること、O157感染症の潜伏期間や病状の経過等からすれば、女児は、O157に汚染された7月9日の学校給食を喫食した結果、O157感染症に罹患し、さらに溶血性尿毒症候群に罹患して死亡したものと認められる。

2、過失の推定

一、学校給食が学校教育の一環として行われ、児童にこれを食べない自由が事実上なく、献立について選択の余地がないこと、調理も学校側に全面的に委ねているという学校給食の特徴や、学校給食が直接体内に摂取するものであり、何らかの瑕疵があれば直ちに生命・身体へ影響を与える可能性があること、学校給食を喫食する児童が、抵抗力の弱い若年者であることなどからすれば、学校給食について、児童が何らかの危険の発生を甘受すべきとする余地はなく、学校給食には、極めて高度な安全性が求められているというべきであり、学校給食の安全性の瑕疵によって、食中毒を始めとする事故が起これば、結果的に、給食提供者の過失が強く推定される。

二、そうだとすれば、被告が女児に提供した7月9日の

学校給食は、女児に提供された時点でO157に汚染されており、その安全性に瑕疵があり、それを喫食したことによって、女児は死亡したのであるから、学校給食の提供者である被告には過失が推定される。

3、被告の主張

一、これに対し、被告は、本件当時の給食行政にかかわる者として要求される知見によっても、原告らが原因食材と主張するカイワレ大根によって不特定多数の小学校においてO157による集団食中毒が発生し、児童などへの多数の死傷の結果が発生することを予見することはできなかったから、それを予見して、児童の集団食中毒を防止するためにカイワレ大根を含むすべての食材を加熱すべき義務があったということできないこと、当時、生野菜の消毒液による洗浄は禁止されており、そのなかで、できる限り、水で4回洗うなどという手段をとっていたことなどからすれば、被告としても、国や大阪府から受領した通知通達類をもとに相当な対策、すなわち、加熱すべき食材はすべて加熱すること、生食野菜や流水で4回洗いぬいで所定の方法で洗浄すること、生食するものは喫食時間を踏まえて作業時間・配缶時間を遅らせることなどの指示をしていたのであるから、被告に過失はない旨主張する。

二、無過失の主張の検討

(1) O157は、経口でしか感染せず、また、熱に弱く、加熱により容易に死滅する性質であることからすれば、仮に何らかの食材がO157に汚染されていたとしても、献立を加熱調理に切り替え、その加熱調理が適切に行われる限り、学校給食が児童に提供される前に、O157を除菌できた蓋然性が極めて高い。

(2) 新聞報道や国及び大阪府からの通知通達類によれば、O157について、二次感染の恐れや水の汚染が指摘され、それを通じて食肉類以外の食品が汚染される可能性が十分に考えられた。平成8年5月ごろから全国的に蔓延し始めたO157による食中毒についても、その感染源もしくは感染食品はほとんど明らかになっておらず、また、新聞報道でも、「O157はどんな食物に潜んでいるかわからない」、「感染原因が特定できない」などと報じられたようにどの食品がO157によって汚染されているのかわからない状況であって、食肉類さえ注意していればよいというような状況ではなかった。

まして、岐阜市での集団食中毒の原因がおかかサラダである旨報道されており、食肉類以外の食材の汚染の可能性が現実化していた。その当時すでに、公衆衛生の専

門家の間においては、O157にクロス感染を起こす性質があることから、すべての食材が汚染される可能性がある点について、警戒感がもたれていた。我が国を含め世界的にも、専門家の間では、ここ十年程度は、直接肉にかかわらず、牛糞やそれによって汚染された水などを媒介として野菜等に感染する可能性が認識されるようになってきていたことなどからすれば、食肉類のみを警戒すればよいというような常用ではなかったし、被告の所部職員はそのように認識すべきであった。

(3) 国や大阪府からの通知通達等では、感染防止策として、加熱処理の有効性・必要性を食肉類に限定していない。ましてや、食肉類さえ加熱処理すれば安全であるなどというような指示がされていたわけではない。また、新聞報道でも、食肉類に限らず、すべての食材に関し、加熱処理の有効性・必要性が繰り返し報道されていた。

(4) 文部省からの依頼を受けた大阪府教育委員会のO157対策の実施状況の調査においても、「献立を加熱調理に変更したか」という設問をして暗に献立を加熱調理に切り替えることを奨励していた。

(5) O157は、通常の食中毒菌とは異なり、極めて少量の菌量で発症しやすいこと。まして、堺市においては、早朝に搬入された食材を検収もしないで常温のまま長時間放置していた実情にあったから、その間にO157が増殖して、水洗いのみでは、すべてを除菌できない可能性があり、その除菌しきれなかった菌量でも、場合によっては感染の危険性があること。そのことは、教育行政にかかわる所部職員としては、当然考慮すべきことであり、消毒薬の使用が事実上禁止されていたのならば、それ以外の有効な対策（加熱処理等）を考慮すべきであった。

(6) 当時、他の多くの市町村では、献立を加熱調理に切り替えており、被告よりもはるかに規模が大きいと考えられる大阪市や京都市でさえも献立を加熱調理に切り替えていた。被告においても、本件以後、献立を加熱調理に切り替えたことからすれば、本件当時、被告において、献立を加熱調理に切り替えることについて、特段の支障があったとは認められない。

(7) 文部省も時期によっては、献立から生のものをはずすこと、すなわち、加熱調理に切り替えることも念頭においた通知をしていた。また、高温多湿の時期に限定して加熱調理に切り替えても、夏休みを考慮すると短期間のことであるから、献立の工夫によって、所要栄養量基準表及び標準食品構成表所定の基準を満たすことは十分可能である。逆に、右栄養基準等を満たすために、学校給食に対する万全な安全対策を怠ることは本末転倒である。

(8) 学校給食は、極めて高度な安全性が求められて

いるのだから、実施にあたっては、最新の医学上法や食中毒事故情報などの収集を常時行うなど、最大限の注意義務が課せられている。まして、通知通達類や新聞報道によって、平成8年は例年になく食中毒による死者数が多く、O157が全国的に流行し、その感染源が不明であり、O157が他の食中毒菌に比べて菌数が極端に少なくても発症させ、小児が罹患しやすく、場合によっては死に至ることがあり、現時点では溶血性尿毒症症候群については治療法がないことなどが指摘されていた。当時、学校給食については、特に厳重な注意が必要であり、いくら注意してもしすぎるということではなかった。（注：8項目のみ読売新聞が略のため、毎日新聞より同項目と判断できるところを引用）

三、そして、O157が経口でしか感染せず、熱に弱く、加熱により容易に死滅する性質であり、仮に、何らかの食材がO157に汚染されていたとしても、献立を加熱調理に切り替え、その加熱調理が適切に行われる限り、学校給食が児童に提供される前に、O157を除菌できた蓋然性が極めて高いといえることができることからすれば、仮に、本件学童集団下痢症の原因食材の特定、感染ルートの特定期ができなかったとしても、右の理は、何ら変わるものではない。

4、結論

以上の次第で、被告及び学校給食の実施管理に従事していた被告の所部職員には、不法行為（国家賠償法）における過失があるものといわざるを得ない。被告は原告らに生じた損害を賠償すべきである。

なお、原告側が損害賠償の請求根拠のひとつにして、PL法（製造物責任法）については判決で触れず、従来の不法行為として自治体の責任を問う形となった。

堺市、原告側は控訴せず、判決は確定する（9月15日、読売新聞他）。

皆様からのご意見、問題提起などをお待ちしております。学校給食をよりよいものにするため、学校給食ニュースでも活発な議論をしていきたいと考えます。

【給食食器】

PC食器使用率37.2%

長野県のPC切替動向

奈良県斑鳩町、信楽焼強化磁器に

広島県海田町、PCから強化磁器に

【食材、地場型給食など】

北海道、JAら米飯助成

ナタネ栽培 学校給食 自動車燃料

宇都宮市、遺伝子組み換え食品を排除